

京丹後市告示第156号

京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会要綱を次のように定める。

平成22年8月17日

京丹後市長 中山 泰

京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会要綱

(設置)

第1条 京丹後市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年京丹後市条例第25号。以下「条例」という。）に規定する指定管理者の選定及び指定管理者が管理する公の施設の管理を適正に行うため、京丹後市公の施設の指定管理者選定等審査会（以下「選定等審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 選定等審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 公の施設の指定管理者の募集に関すること。
- (2) 公の施設の指定管理者の選定方針に関すること。
- (3) 公の施設の指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者が管理する公の施設の管理に関し必要な事項

(組織)

第3条 選定等審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 前項の委員長は、主務副市長をもってこれに充て、委員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 他の副市長
- (2) 教育長
- (3) 企画総務部長
- (4) 財務部長
- (5) 教育次長
- (6) 企画政策課長
- (7) 財政課長
- (8) 管財・収納課長

(9) 行財政改革推進課長

(10) 選定等審査会の審査に付する公の施設を所管する部等の長及び課等の長

3 委員は、前項各号に掲げる者のほか、有識者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の除斥)

第4条 委員は、第2条第2号から第4号までの事項に関して、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(委員長の職務及び代理)

第5条 委員長は、選定等審査会の会務を総括する。

2 委員長が除斥その他の理由により不在のときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(選定の基準)

第6条 選定等審査会は、指定管理者の選定に当たっては、条例第4条に定める基準に準拠しなければならない。

(会議)

第7条 選定等審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、早急な処理が必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、半数以上の委員の回議により審査をすることができる。

(第三者の出席)

第8条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の関係職員又は学識経験を有する者を選定等審査会の会議に出席させ、又は文書等により意見を聴くことができる。

(付議手続)

第9条 第3条第2項第10号に規定する課等の長は、選定等審査会の審査に付するべき案件を事前に第11条に定める庶務担当課長に通知するものとする。

(守秘義務)

第10条 第3条第3項の規定により委嘱された委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 選定等審査会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第12条 この告示に定めるもののほか、選定等審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月17日から施行する。